

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公
告

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年10月24日 岡山地方法務局 登記官 飯田素子

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項
2600-2025-0034	赤磐市仁堀東字的場52番